

公 安 委 員 会 説 明 資 料 No. 1	香川県警察組織規則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正について	令和 8 年 5 月 28 日 警 務 部
議題事項 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和 7 年法律第 75 号。以下「法」という。）の施行に伴い、香川県警察組織規則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 7 号）及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 34 号）について一部を改正するもの		
1 改正理由 法の施行に伴い、所要の改正を行うもの 2 改正内容 (1) 香川県警察組織規則（第 1 条関係） 法の施行に関する事務を生活安全企画課に追加 同法に規定する違反の取締りに関する事務は生活安全捜査課が所掌 (2) 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（第 2 条関係） 法の施行に伴い、新たに公安委員会の権限に属する事務として規定されたものについて追加 3 改正案 香川県警察組織規則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則（案）のとおり 4 施行期日 令和 8 年 6 月 1 日		

公 安 委 員 会 説明資料 No. 2	香川県留置施設視察委員会委員の任命 について	令和 8 月 5 月 28 日 警 務 部
議題事項 香川県留置施設視察委員会委員について、その任期が本年 5 月 31 日で満了するため、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定により委員を任命するもの		
1 委員会設置の目的 留置施設の運用状況について透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保するため、部外の第三者からなる機関を設置することとされたものであり、委員会が留置施設の実情を的確に把握した上で意見を述べることによって、留置施設の運営の改善向上に資することを目的とする。 2 委員について (1) 任命 委員は、人格識見が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、公安委員会が任命する。 (2) 定数 委員の定数は、4 人以内とする。 (3) 任期 令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までの 1 年間とする。 3 活動内容 (1) 視察 留置施設の運営状況を把握するため、県下警察署の留置施設（非常設を含む。）を視察する。 (2) 面接 必要により被留置者との面接を実施する。 (3) 意見陳述 留置施設の運営に関し、留置業務管理者（警察署長）に意見を述べる。 4 候補者 ○ 弁護士 (男性・50 歳代) (再任) ○ 医師 (男性・60 歳代) (再任) ○ 地域住民 (女性・50 歳代) (再任) ○ 地域住民 (男性・60 歳代) (新任)		

公安委員会 説明資料No. 3	令和7年度に実施された監査委員による定期 監査の結果及び結果に対する措置状況につい て	令和8年5月28日 警 務 部
議題事項 令和7年度に実施された監査委員による定期監査の結果について報告するとともに、 その結果に対する措置状況を監査委員に通知するもの		
1 実施期間 令和8年1月8日から16日までの間 ※ 監査委員事務局による予備調査 令和7年11月6日から同月28日までの間 2 監査委員 白鳥代表監査委員以下4人 3 対象所属 全44所属 4 監査対象 令和7年度の財務事務全般 5 監査方法 実地監査及び書面監査（8警察署は、書面監査のみ） 6 監査結果の報告及び公表 令和8年3月25日、監査委員から警察本部長に対し結果の講評があり、同日付 け文書で、公安委員会宛てに監査の結果に関する報告が提出された。 報告の内容は県報に登載されるとともに、県ホームページにおいて公表された。 7 監査の結果（是正又は改善が必要とされる事項） (1) 指 摘 事 項 該当事項なし (2) 指導注意事項 該当事項なし (3) 検討指示事項（1件） 非常用発電機保守点検委託業務について、適正な履行が確認できるよう、点 検業務計画書及び結果報告書の内容を検討されたい。（会計課） 8 監査結果に対する措置 検討指示事項については、委託業者に対し、仕様書に定める点検業務計画書を 提出させるとともに、業務終了後に作成する報告書は、仕様書に基づいた点検が確 実に履行されていることが明確に確認できるものに変更した。 今回の監査結果については、全所属に周知し、契約事項の遵守及び適正な履行 確認を徹底するよう指導した。 9 監査委員に対する措置状況の通知 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、上記措置 状況を、公安委員会から監査委員へ通知するもの		

公 安 委 員 会 説 明 資 料 No. 4	盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行細則の制定について	令和 8 年 5 月 28 日 生 活 安 全 部
議題事項 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和 7 年法律第 75 号。以下「法」という。）等の施行に伴い、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行細則を制定するもの		
1 制定理由 法、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行令（令和 7 年政令第 301 号）、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則（令和 8 年国家公安委員会規則第 8 号）の施行に伴い、香川県公安委員会における盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行細則について必要な事項を定めるもの 2 主な制定内容 特定金属くず買受業を営む者に対する指示、営業停止命令及び報告徴収に係る様式を制定するもの (1) 指示書（別記様式第 1 号（第 2 条関係）） (2) 営業停止命令書（別記様式第 2 号（第 3 条関係）） (3) 報告等要求書（別記様式第 3 号（第 4 条関係）） 3 制定案 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行細則（案）のとおり 4 施行期日 令和 8 年 6 月 1 日		

公安委員会 説明資料 No. 5	公安委員会の交通規制の実施について	令和8年5月28日 交通部
議題事項 四国横断自動車道（高松自動車道）観音寺スマートインターチェンジの新設に伴い、高速道路と一般道をつなぐ連結道路（上下流出入）等に対し ○ 最高速度規制 ○ 一方通行規制 ○ 指定方向外進行禁止規制 ○ 一時停止規制 の交通規制を実施するもの		
1 観音寺スマートインターチェンジの概要 (1) 新設場所 高松自動車道 さぬき豊中インターチェンジ～大野原インターチェンジ (2) 共用開始予定 令和8年7月頃 (3) 利用可能車両 ETC搭載車両（全車種） (4) 利用可能時間 24時間 (5) 特徴 ○ 上下線ともに入出力可能なフルインターチェンジ ○ 上下流入出に際し、ETCゲートを一旦停止して利用車両を選別 2 交通規制の種別 (1) 最高速度規制（6区間） 上下線の連結道路における最高速度(40キロメートル毎時)規制 (2) 一方通行規制（8区間） 上下線の連結道路（高速道路から一般道までの間）における一方通行規制 (3) 指定方向外進行禁止規制（4か所） ○ 上下線の連結道路から高速道路の流入箇所における右折禁止規制 ○ 高速道路から上下線の連結道路の流出箇所における左折禁止規制 (4) 一時停止規制（2か所） 連絡道路から一般道路に流出する箇所における一時停止規制 3 今後の予定 供用開始後も道路管理者と連携し、周辺の交通渋滞等の情報収集と綿密な分析を行ういつつ、必要な交通安全対策を行う予定		

報告事項

○ 令和 8 年 4 月中の苦情申出受理件数 ～ 公安委員会 2 件、警察 3 件

○ 令和 8 年の苦情申出総受理件数 ～ 公安委員会 6 件、警察18件

1 月別苦情申出受理件数

区 分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
公 安 委 員 会	件 数	2	1	1	2									6
	前 年 比	+2	±0	±0	+1									+3
警 察	件 数	7	1	7	3									18
	前 年 比	+7	-1	+4	-2									+8

2 苦情内容別受理・処理件数

内 容	公安委員会					警察				
	4 月		累計			4 月		累計		
	受理	処理	受理	処理	調査中	受理	処理	受理	処理	調査中
遺 失 ・ 拾 得 届										
窓 口 ・ 電 話 対 応										
各 種 保 護									1 (1)	
職 務 質 問 ・ 検 問										
110 番 対 応 ・ 臨 場				1 (1)		1		2	1	1
各 種 相 談				1 (1)					1 (1)	
少 年 補 導										
被 害 届 等							1	1	1	
告 訴 ・ 告 発	1		1		1					
捜 査 (逮 捕、取 調 等)	1		3	2 (1)	2	1	1	9	7 (5)	9 (2)
交 通 指 導 取 締 り			1	2 (2)	1	1		2	1 (1)	2
交 通 事 故 処 理									1 (1)	
そ の 他			1	2 (1)				4	2	3 (1)
合 計	2	0	6	8 (6)	4	3	2	18	15 (9)	15 (3)

(注) 上記表中の () 内の数字は、前年までの受理分で内数

3 主な感謝事例

警察官による職務上拾得への感謝事例 1 件